

東京都正規雇用等転換安定化支援助成金

のご案内

東京都は、**非正規から正規雇用**に転換した従業員の方が安心して働き続けられるよう、計画的な育成計画の策定、退職金制度、結婚・育児支援制度など労働環境整備や賃上げを行った事業主に助成金を交付いたします。

対象

都内に雇用保険事業所を置く、国のキャリアアップ助成金（正社員化コース※）の支給決定を受けた中小企業等

【※】正社員化コース：非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に助成

交付要件

- ①対象の転換者に対して支援期間（3か月）のうちにアからウの支援を行い、エの要件を満たしていること。
 - ア 転換者に対する育成計画（3年間）を策定すること。
 - イ 指導育成者（メンター）を選任し、メンターによる指導を行うこと。
 - ウ 転換者に対して研修を実施すること。
 - エ 支援期間終了時に転換者が1年以上定着していること。
- ②退職金制度を整備した場合、加算する。
- ③結婚・育児支援制度を整備した場合、加算する。
- ④対象労働者の賃上げ（時間単価60円以上）を行った場合に、加算する

交付金額

対象労働者数に応じ、以下の金額を事業主に交付します。

対象労働者数	助成額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円
退職金制度整備加算	10万円
結婚・育児支援加算	10万円
賃上げ加算	12万円 （1人、最大3人）

賃上げ加算の助成額を増額しました。

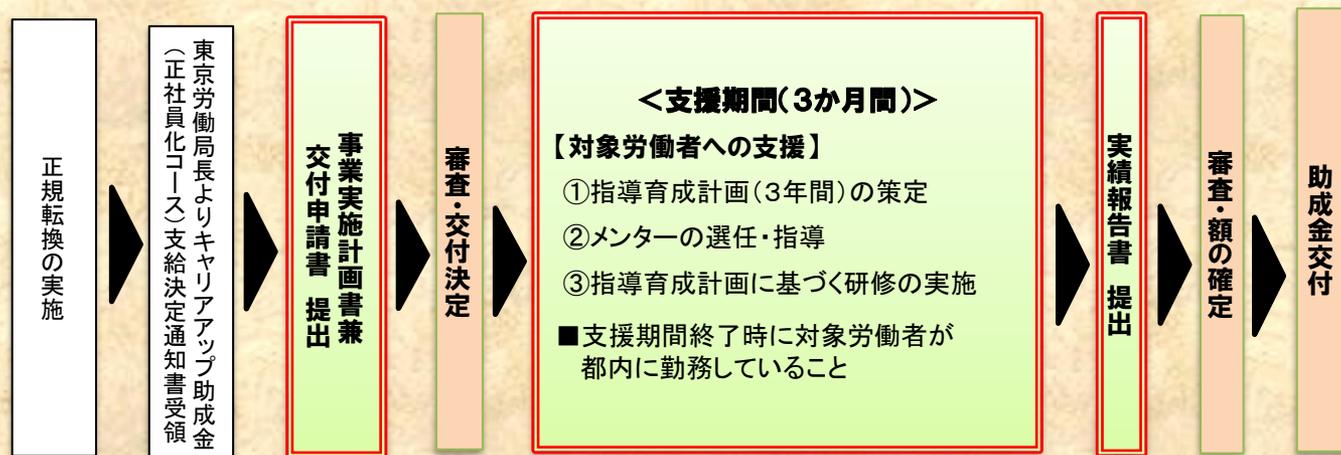
問い合わせ・申請先

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
 正規雇用化推進窓口 東京都正規雇用等転換安定化支援助成金担当
 〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町二丁目42番10号
 電話 03 (6205) 6730
 受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

事業の流れ

東京労働局よりキャリアアップ助成金（正社員化コース）支給決定通知書を受理した後、東京都に申請してください。（日程は下記の通り）

※**赤の二重枠線内**が申請事業主の方が行う手続きです。



申請受付期間等

申請回	交付申請受付期間	支援期間	実績報告受付期間
第1回	5月1日(木)～5月31日(土)	7月1日～9月30日	10月1日(水)～10月25日(土)
第2回	6月1日(日)～6月30日(月)	8月1日～10月31日	11月1日(土)～11月25日(火)
第3回	7月1日(火)～7月31日(木)	9月1日～11月30日	12月1日(月)～12月25日(木)
第4回	8月1日(金)～8月31日(日)	10月1日～12月31日	1月1日(木)～1月25日(日)
第5回	9月1日(月)～9月30日(火)	11月1日～1月31日	2月1日(日)～2月25日(水)
第6回	10月1日(水)～10月31日(金)	12月1日～2月28日	3月1日(日)～ 3月18日(水)

申請の方法

○交付申請受付期間中であれば、いつでも申請できる**電子申請(Jグランツ)**をご利用される場合は、**電子申請用の手引き**をご確認ください。

○申請書を印刷して提出する場合は、**郵送申請用の手引き**をご確認の上、申請書類を原則**郵送**にてご提出ください。

※**申請の手引き**や**申請に必要な各様式**は、**TOKYOはたらくネット**に掲載しています。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seiki-koyo/kigyuu/anteika/>



国が実施するキャリアアップ助成金(正社員化コース)とは…

国が、有期契約労働者等の正規雇用労働者への転換、または派遣労働者の直接雇用化を行う事業主に対し助成するもので、有期契約労働者等のより安定度の高い雇用形態への転換を通じたキャリアアップを目的としています。

※助成金の支給を受けるためには、都道府県労働局よりキャリアアップ計画の認定を受けるほか、所定の手続きが必要となります。

詳細についてはこちら

→「キャリアアップ助成金」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html